平成２８年（フ）第７９０号
千葉県市原市白金町１丁目80番地　白金町Ｃ棟204号
債務者　三井　辰夫
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８１１号
千葉県船橋市松が丘３丁目52番10号
債務者　和氣　秀充
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８１２号
千葉市若葉区桜木６丁目18番23号　やすらぎ荘Ⅲ201号
債務者　金子　孝久
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４２８号
川崎市高津区久末1492番地２　県営久末つつじハイツ　403
債務者　菅原　理恵
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２５４号
新潟市中央区親松168番地９　谷里団地Ａ－１号
債務者　近藤　辰哉（旧姓登石）
1　決定年月日時　平成28年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５８号
新潟市中央区桜木町４番14号
債務者　岡本　千恵
1　決定年月日時　平成28年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４７号
長野県安曇野市豊科1026番地２　レオパレス恋101号
債務者　相澤　匡浩
1　決定年月日時　平成28年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１４９号
長野県松本市大字内田63番地９　フレグランス花村101
債務者　岩山　和代（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成28年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第６５号
奈良県橿原市内膳町４丁目６番17―302号　辰巳マンション
債務者　ディライトホームこと　坂中　克行
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１４０号
奈良県大和高田市日之出東本町７番23号
債務者　西島　誠一
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１４３号
奈良県香芝市穴虫60番地　片岡マンション205号、前住所大阪市西淀川区大和田６丁目10番11号　安田ハイツ20Ｂ号室
債務者　衞藤　　稔
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１６７号
奈良県大和高田市本郷町２番38―805号　シャルマンコーポ
債務者　山本恵子こと　姜　　恵子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第４８２号
広島市安佐北区可部東３丁目23番13号
債務者　杉谷　昌代
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４９３号
広島市西区小河内町２丁目20番21―501号
債務者　藤井　雅之
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５４９号
広島市南区南蟹屋１丁目９番１―302号
債務者　竹本　敏則
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７号
高知県室戸市元甲2744番地44
債務者　山本　繁則
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで　高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２８年（フ）第７７号
福岡県飯塚市枝国201番地１　アークヒルズ102
債務者　古川佳奈子
1　決定年月日時　平成28年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部